

令和元年度第3回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：令和元年10月1日（火）午前10時00分～午前11時15分

場 所：生駒市役所 4階 402会議室

出席者：【委員】 丹羽委員長、九鬼委員、八木委員

【事務局】 杉浦総務部長、西田総務課長、飯島総務課課長補佐、山下総務課係員、葛葉総務課係員

会議内容：

1 令和元年度第2回委員会会議録の確認

・意見なしにより承認。

2 法令遵守推進制度の運用状況（令和元年5月追加分～8月分）

（事務局） 資料2～4で説明。今回は、令和元年5月の追加分が2件あり、その追加分と令和元年6月から8月までの3か月分で26件の要望等記録があり、半数以上の14件が公職者からのものとなっている。不当要求行為が疑われるという報告はなかった。No.16については、長時間居座り大声を出すなどの行為はあったようであるが、全く話が通じず、的を得ないというようなこともあり、原課は不当要求行為ではないと判断したようである。

（委員） 全体的に件数が減ってきている。

（委員長） No.16について、古い様式の報告書により報告されているため、新様式の使用を徹底してほしい。報告の段階では、不当要求行為であるかどうかの判断をしてほしいのではなく、不当要求行為の可能性の有無について検討してほしい。「大声を発することが多くなり」という段階で、既に不当要求行為の可能性について否定できるのかどうかは疑問である。今回の場合は、単発であるから問題ないが、単発で終らなかった場合、不当要求の可能性有りにチェックしておかなければ積み重ねができなくなるのではないか。報告書の段階ではあくまで可能性についての検討であることを徹底していただきたい。

（委員） 要望者は1時間半居座ったとあり、時間も大事な要素であるので、今回のケースの不当要求行為の可能性は否定できないように思う。

（委員） どこからが不当要求行為の可能性が有りとなるか基準がわからないのかもしれないため、過去に不当要求行為の可能性が有りとして報告された事例を研修等で周知した方がよいのかもしれない。

（委員長） No.36について、今後の対応方針として職員が対応するとあるが、この方針が正しいのか疑問である。職員が交通整理をしてしまうと子ども達を見る目が少なくなってしまうのではないか。恒常的にこういうことがあれば問題なのではないかと感じる。具体的にどういう状況なのか確認したい。

（事務局） No.36の要望の内容を説明

- (委員) その後再度謝罪の訪問へ行ったとあるが、その時の状況はわかるか。
- (事務局) 次回までに確認します。
- (委員) No. 23 について、近鉄の敷地なので近鉄にお願いすべき事案のように思えるが、市の職員が親切で対応したのか。
- (事務局) 改札の前の道の一部は市道であるため市に要望があったのではないかと思う。スロープについてはバリアフリー施設であるため所管である事業計画課が対応した。
- (委員) No. 27 について、セイセイビルは市の施設なのか。公共施設において健康増進法の対応はどのようになっているか。
- (事務局) セイセイビルの一部は市の施設である。セイセイビルについては建物内に喫煙所はなく、利用者には生駒駅か市役所の喫煙所の利用を案内している。
- (委員) 市役所の喫煙所は敷地内か。セイセイビルも市役所と同様の対応は不可能か。
- (事務局) 市役所には特定屋外喫煙所として屋上及び駐車場に喫煙所を設置している。セイセイビルに関しては、敷地面積の問題から市役所同様に屋外喫煙所を設けるのは不可能ではないかと思う。
- (委員) 対応方針にあるように利用者に対し引き続き周知の徹底を継続するしかない。
- (委員) No. 37 でチラシを市役所に置いてくれという要望だが、市主催のイベント以外のチラシを総務課で置くのは無理だが、みどり公園課に置くよう連絡したというのはどういうことか。総務課でもみどり公園課でも同じ対応になるはずだが。
- (事務局) 総務課の職員が花のまちづくりセンターという部署の所長に連絡を入れ、所長から要望者及びみどり公園課に連絡を入れるということだと思う。総務課では、イベント毎の公共性を個別に判断するのは難しいため、チラシを置きたい場合はまず担当課へ依頼してもらい、担当課が公共性を判断した上で総務課に依頼してもらって運用としている。今回は、要望者が直接総務課に依頼してきたので、担当課を通じて依頼するようお願いしたのではないかと思う。
- (委員) No. 28 で結果としてはどうなったのか。
- (事務局) 結果としては納得していただいた。
- (委員) 自治会館を投票所として貸し出しを行わないと要望者は言っているが、投票所として貸し出さないという権限が自治会長にあるのか。
- (事務局) 投票所の貸し出しは自治会長の権限で行っている。
- (委員) No. 31 について、これは奈良交通への要望ではないかと感じるが、なぜ防災安全課で要望を受けたのか。
- (事務局) コミュニティバスの所管が防災安全課であり、コミュニティバスを白庭台にも走らせてほしいという要望だったため防災安全課で受けた。
- (委員) No. 20 について、その後開示請求はあったか。
- (事務局) 開示請求があったと原課から聞いている。
- (委員) 対応方針では開示するという記載があるが、非開示という選択が最初から排除されている。状況によっては非開示の選択肢もあるため対応方針に部分開示するという記録はすべきでない。

- (事務局) 生駒市では市の方針として非開示は基本的に行っておらず、部分開示等に対応している。
- (委員長) 記録票の備考にその後どうなったかを記載しておくべきである。
- (委員) No.32 について、この地域はバス停を設置する設置しないでもめているような場所なのか。
- (事務局) バス停のことは把握していないが、この地域は住民も多く、自治会活動も活発なので様々な意見が出たのではないかと思う。
- (委員) No.19 について、ブレーキアシスト購入補助は他の自治体では実施しているのか。
- (事務局) 担当課に聞いたところ実施している自治体は今のところ聞いていないとのことであった。
- (委員長) No.39 について、要望者からその後何か連絡はあったか。
- (事務局) 次回までに確認します。
- (委員) なぜ要望者は筆界が無効だと思っているのかその理由も確認してください。
- (事務局) わかりました。

3 その他

- ・新聞記事の紹介
- ・次回の会議は、12月19日(木)10時から開催

[配布資料]

- [資料1] 令和元年度第2回法令遵守委員会会議録(案)
- [資料2] 法令遵守推進制度の運用状況表
- [資料3] 要望等記録一覧表(令和元年5月追加分～8月分)
- [資料4] 要望等記録票兼報告書(令和元年5月追加分～8月分)
- [新聞記事]